

議案第 88 号

狭山市地域交流センター条例

条例別紙のとおり

令和元年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、もって地域の活性化と市民福祉の増進に寄与することを目的として地域交流センターを設置するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市地域交流センター条例

(設置)

第1条 市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、もって地域の活性化と市民福祉の増進に寄与するため、地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項及び第244条第1項に規定する施設とする。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域（法第155条第2項に規定する所管区域をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、規則で定める事務に係る所管区域は、市内全域とする。

名称	位置	所管区域
入曽地域交流センター	狭山市大字南入曽428番地3	大字北入曽、大字南入曽、大字水野

2 入曽地域交流センターに分室を設け、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
水野市民サービスコーナー	狭山市大字水野891番地4

3 水野市民サービスコーナーの所管区域は、入曽地域交流センターの所管区域とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民のまちづくり活動の支援に関すること。
- (2) 市民の学習活動の支援に関すること。
- (3) 市民相互の交流や連携の促進に関すること。
- (4) 地域防災に関すること。
- (5) 証明書の交付に関すること。
- (6) 別表に規定する施設及び附属備品等（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、分室は、同項第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる業務を行う。

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設定することができる。

(利用時間等)

第6条 センターの利用時間は、午前8時30分（施設等の利用にあつては、午前9時）から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

2 第3条第1項第5号に掲げる証明書の交付の受付時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用の許可)

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) センターの管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第9条 市長は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定による遵守事項及び指示に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第12条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、センターからの退場を命ずることができる。

(使用料)

第13条 利用権利者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、第7条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するためセンターの施設等を利用するとき。

(2) その他特別な理由があるとき。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用できないとき。

(3) その他市長が還付することが適当と認めたとき。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(狭山市公告式条例の一部改正)

2 狭山市公告式条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「狭山市大字南入曽627番地」を「狭山市大字南入曽428番地3」に改める。

(狭山市地区センター設置条例の一部改正)

3 狭山市地区センター設置条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1入曽地区センターの項を削る。

別表第2入曽地区センターの項を削る。

(狭山市立公民館条例の一部改正)

4 狭山市立公民館条例（昭和53年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表狭山市立入曽公民館の項中「狭山市大字南入曽627番地」を「狭山市大字南入曽428番地3」に改める。

第5条中「中央公民館」の次に「及び入曽公民館」を加える。

第6条第1号中「中央公民館」の次に「及び入曽公民館」を加え、同号ア中「午前9時」を「午前8時30分（公民館（入曽公民館を除く。第7条から第12条までにおいて同じ。）の施設の利用にあつては、午前9時）」に改め、同条第2号中「中央公民館」の次に「及び入曽公民館」を加え、「午前9時」を「午前8時30分（公民館の施設の利用にあつては、午前9時）」に改める。

別表狭山市立入曽公民館の項を削る。

別表（第13条関係）

施設の名称		使用料（単位 円）					
		午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで
入 曽 地 域 交 流 セ ン タ ー	コミュニ ティルー ム 1	300	300	300	300	300	450
	コミュニ ティルー ム 2	200	200	200	200	200	300
	和室	300	300	300	300	300	450
	大ホール	900	900	900	900	900	1,350
	小ホール A	400	400	400	400	400	600
	小ホール B	400	400	400	400	400	600
	キッチン スタジオ	300	300	300	300	300	450
	音楽スタ ジオ	400	400	400	400	400	600
	アトリエ	200	200	200	200	200	300

備考

- 1 小ホールAと小ホールBを併用する場合は、それぞれの利用区分に規定する額の合計額とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この表に定める金額に、当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
 - (1) 市民以外の者の割合が半数以上で施設を利用する場合
 - (2) 入場料その他これに類するものを徴収して施設を利用する場合
 - (3) 物品等の販売又は有償での役務の提供を行う場合
- 3 附属備品等の使用料は、規則で定める。